

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

事業用資産の買換え

Q : 10年超所有している事業用資産の買換え特例が年内で廃止されるとか。本当ですか？

A : この特例は、年内一杯で適用期限が切れますので、暮れの大綱で手当てがされなければそこで終わりとなります。

【解説】

事業用資産の買換えにはいろいろありますが、一番使い勝手が良いといわれているのがこの15号買換え(法人は16号買換え)と呼ばれているものです。

この買換えは、10年超所有している事業用資産を売却して買換えをするというのですが、10年を超える事業用資産であれば場所が問われないため、たとえば、大都市圏内にある事業用資産を売却して地方に買い換えるということもできますし、また逆に地方の事業用資産を売却して大都市圏内に買い換えるということも認められますので、使い勝手が良いといわれているわけです。

ところで、この15号買換えは期限付きの規定で、この年末で期限が切れることになっています。

したがって、この年末に公表される大綱で何の手当てもされなかったときは、そのまま年末の期限をもって適用が受けられなくなってしまいます。

もし、この規定の適用を受けたいと思われるのであれば、年内にまずは事業用資産を売却しておかなければなりませんので注意してください。

